

熱海市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市風致地区条例（平成27年熱海市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた関係図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 次のアからカまでに掲げる行為の種類に応じ、当該アからカまでに定める様式による施行方法書

ア 条例第2条第1項第1号及び第6号の行為 様式第2号又は様式第3号

イ 条例第2条第1項第2号の行為 様式第4号

ウ 条例第2条第1項第3号の行為 様式第5号

エ 条例第2条第1項第4号の行為 様式第6号

オ 条例第2条第1項第5号の行為 様式第7号

カ 条例第2条第1項第7号の行為 様式第8号

(2) 土地所有者の承諾書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(協議又は通知の手續への準用)

第3条 前条の規定は、条例第2条第3項の規定による協議又は条例第3条の規定による通知の場合に準用する。

(許可を要しない公共的団体)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 中期目標管理法人都市再生機構

(2) 中期目標管理法人労働者健康福祉機構

(3) 中期目標管理法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(4) 中期目標管理法人水資源機構

(5) 中期目標管理法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(6) 中期目標管理法人中小企業基盤整備機構

(7) 中期目標管理法人国立病院機構

(8) 静岡県住宅供給公社

(変更許可の申請)

第5条 条例第7条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書（様式第9号）に第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた関係図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの（条例第6条第1項に定める基準に適合するものに限る。）とする。

(1) 建築物の新築、改築又は増築の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの

(2) 宅地の造成等の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 土石の類の採取の許可に係る変更で、当該変更に係る地形の変更が前号の宅地の造成等と同程度のもの

(4) 水面の埋立て又は干拓の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(標識の掲出)

第7条 条例第8条の規定により掲出する標識は、風致地区内許可行為標識（様式第10号）によるものとする。

(行為の承継の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為承継届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(行為の完了又は中止の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為完了届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為中止届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出をしようとする者は、住所氏名変更届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第13条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

(書類の提出部数)

第12条 この規則により市長に提出する申請書その他の書類及びこれに添付する関係図書の部数は、正副各1通とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(熱海市静岡県風致地区条例施行細則の廃止)

2 熱海市静岡県風致地区条例施行細則（平成18年熱海市規則第10号）は、廃止する。

別表（第2条、第5条関係）

行為の区分	関係図書	内容
建築物の建築及び建築物等の色彩の変更の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	配置図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員、断面図の位置
	植栽計画図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、樹木の位置、種類、本数（配置図に併記することができる。）
	公図写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
	平面図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、許可行為変更の場合は変更対照図

	立面図	2面以上、外観意匠色彩
	断面図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、建築物の断面、現況地盤面、設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地境界線、工作物、木竹等の位置及び高さ
	地盤算定図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、建築物が接する設計地盤面及び平均地盤面の状況
	敷地面積等算定図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、建築物の敷地面積及び建築面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺
	土地登記事項証明書	
工作物の設置、宅地の造成等、土石の類の採取及び水面の埋立て又は干拓の場合	案内図	原則として縮尺2,500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺200分の1から800分の1までの範囲内、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置
	公図写し	方位、地名、地番、地目、行為地の境界線
	縦・横断面図	現況及び計画（出来上がり予定）を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図（計画図）	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、上下水道配管、道路幅員、植栽計画、許可行為変更の場合はその旨（対照）図示のこと。
	行為地面積等算定図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、行為地の面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺

	土地登記事項証明書	
木竹の伐採 の場合	案内図	原則として縮尺2, 500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、方位、行為地の境界線、樹種、択伐の場合は伐採する木竹の位置
	現況写真	行為地及びその周辺
	土地登記事項証明書	
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合	案内図	原則として縮尺2, 500分の1の実測図とする。方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺50分の1から300分の1までの範囲内、方位、行為地の境界線
	平面図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、行為地の境界線、土石等を堆積する位置、植栽等の措置の状況、断面図の位置
	縦・横断面図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、堆積物の断面図、現況地盤面、堆積物の位置及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺
	土地登記事項証明書	市長が別に定める内容のもの
行為の種類により省略することができる。		